

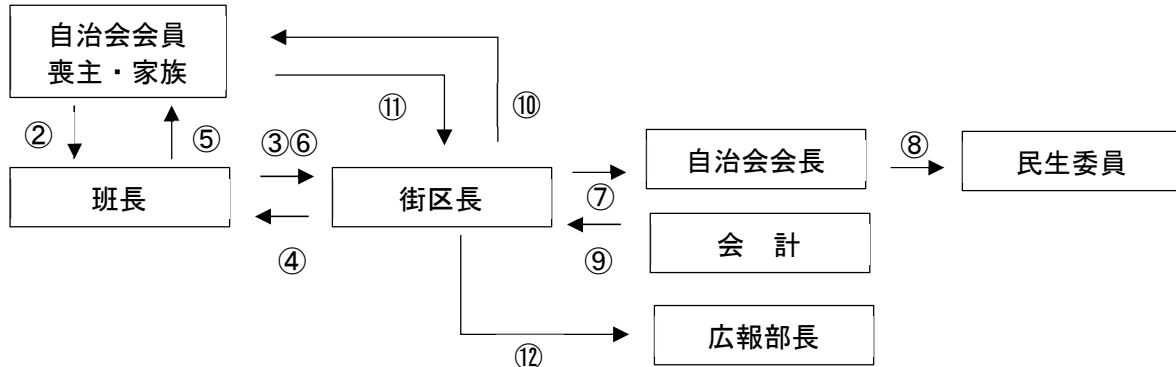
6 申し合わせ事項 (弔事の取り扱い)

弔辞(訃報)の取り扱いについて(申し合わせ事項)

弔事(訃報)の取り扱いの流れ

○家族葬の場合

①こころ自治会会員で弔事が発生

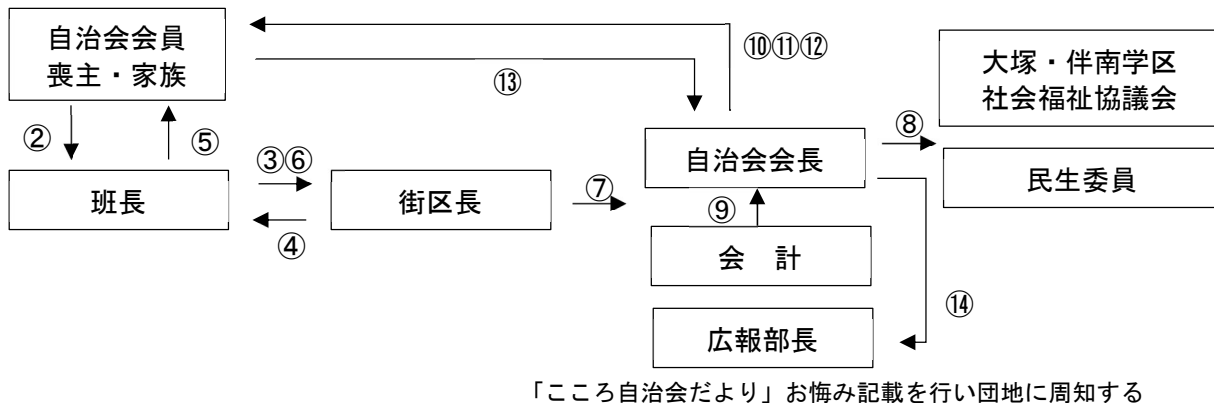


「こころ自治会だより」お悔み記載を行い団地に周知する

- ①【会員】こころ自治会会員の弔事が発生
- ②【会員】会員(喪主あるいは家族)は訃報を班長へ連絡する。
【班長】班長は会員(喪主あるいは家族)から訃報を受ける。
- ③【班長】班長は街区長へ会員の訃報を連絡する。
- ④【街区長】街区長は班長から会員の訃報連絡を受けたら「訃報連絡票」を渡す。
- ⑤【班長】班長は街区長から「訃報連絡票」を受け取り、「訃報連絡票」の項目について会員(喪主あるいは家族)に聞き取りを行い記録する。また、家族葬にするのか、一般葬にするのか確認する。
- ⑥【班長】班長は記録した「訃報連絡票」を街区長に提出し、家族葬である事を伝える。
- ⑦【街区長】街区長は班長から「訃報連絡票」を受け取り、自治会会長及び会計へ会員の訃報と家族葬である事を伝え、「訃報連絡票」を提出する。
※会長・会計への連絡をメール等により迅速に行う
- ⑧【自治会会長】自治会会長は、民生委員に連絡する。
- ⑨【会計】会計は香典(会員一人あたり3,000円)の準備を行い、街区長に届ける。
- ⑩【街区長】街区長は自治会(会計)から受け取った香典を弔事発生会員宅に持参する。
また、「こころ自治会だより」お悔み記載を行い、団地内に周知するかを尋ねる。
- ⑪【会員】会員(喪主あるいは家族)は「こころ自治会だより」お悔み記載を行い、団地内に周知するか、否かを街区長に返答する。
- ⑫【街区長】街区長は会員(喪主あるいは家族)から「こころ自治会だより」お悔み記載の依頼があった場合は、広報部部長に連絡する。

○一般葬の場合

①こころ自治会会員で弔事が発生



「こころ自治会だより」お悔み記載を行い団地に周知する

- ②【会員】会員（喪主あるいは家族）は訃報を班长へ連絡する。
【班长】班长は会員（喪主あるいは家族）から訃報を受ける。
- ③【班长】班长は街区長へ会員の訃報を連絡する。
- ④【街区長】街区長は班长から会員の訃報連絡を受けたら「訃報連絡票」を渡す。
- ⑤【班长】班长は街区長から「訃報連絡票」を受け取り、「訃報連絡票」の項目について
会員（喪主あるいは家族）に聞き取りを行い記録する。また、家族葬にするのか、
一般葬にするのか確認する。
- ⑥【班长】班长は記録した「訃報連絡票」を街区長に提出し、一般葬である事を伝える。
- ⑦【街区長】街区長は班长から「訃報連絡票」を受け取り、自治会会長及び会計へ会員の訃報と
一般葬である事を伝え、「訃報連絡票」を提出する。
- ⑧【自治会会長】自治会会長は、民生委員及び社会福祉協議会に連絡する。
- ⑨【会計】会計は香典（会員一人あたり 3,000 円）の準備を行い、自治会会長に届ける。
- ⑩【自治会会長】自治会会長は街区長から受け取った「訃報連絡票」を基に弔電をうつ。
- ⑪【自治会会長】自治会会長は弔事発生会員宅へお伺いして香典を供える。
(必要により通夜、葬儀に参列する。)
- ⑫【自治会会長】自治会会長は会員（喪主あるいは家族）に「こころ自治会だより」お悔み
記載を行い、団地内に周知するか、否かを尋ねる。
- ⑬【会員】会員（喪主あるいは家族）は「こころ自治会だより」お悔み記載を行い、団地内に周知
するか、否かを自治会会長へ返答する。
- ⑭【自治会会長】自治会会長は会員（喪主あるいは家族）から「こころ自治会だより」お悔み
記載の依頼があった場合は、広報部部長に連絡する。

※注記

- 1. こころ自治会では班単位での香典は行わないことといたします。
- 2. こころ自治会規約では香典の返しは行わないこととなっております。
- 3. こころ自治会としては一般葬の場合の参列希望の自治会員へのお知らせはいたしません。
- 4. 弔事の発生時に班长への連絡の為、各班の回覧には班长の了解の上連絡先を記入いたします

○まごころ銀行（善意の寄付）

弔事の際喪主の方より善意銀行について問い合わせがあった場合、必要に応じて趣旨の説明または善意銀行のハガキを総務部長より入手し渡す。

善意銀行のハガキは伴南学区集会所内コピー室自治会キャビネ内にて管理。

○大塚伴南社会福祉協議会への香典返し

振込み先：大塚伴南学区社会福祉協議会善意銀行

銀行口座：JA大塚支店

口座番号：0002438